

別記 第1号様式

八匠水道企業団公告

建設工事等に係る制限付一般競争入札の実施について

建設工事等に係る制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月2日

八匠水道企業団  
企業長 宮内 康幸

1 入札に付する事項

- |            |                      |
|------------|----------------------|
| (1) 工事等の名称 | 監視制御装置等更新工事          |
| (2) 工事等の場所 | 八日市場配水場及び光配水場        |
| (3) 工事等の期限 | 契約日の翌日から令和10年3月20日限り |
| (4) 発注工種   | 建設工事                 |
| (5) 工事等の概要 |                      |

【監視制御装置等更新工事】

- |                 |    |
|-----------------|----|
| ・ LCD 監視制御装置設置工 | 一式 |
| ・ 変換基盤機能増設工     | 一式 |
| ・ シーケンサー盤設置工    | 一式 |
| ・ UPS 設置工       | 一式 |
| ・ 八日市場配水場監視盤撤去工 | 一式 |
| ・ 遠方監視操作盤撤去工    | 一式 |
| ・ データロガー撤去工     | 一式 |
| ・ 変換器盤撤去工       | 一式 |
| ・ 既設ケーブル接続切替    | 一式 |

- (6) 最低制限価格 有

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事等の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本公告日までに八匠水道企業団建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に「建設工事」で登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、

次の各号に該当しない者でなければならない。

- ア 不渡りによる取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は入札前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者。
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (3) 本公告日から開札日までの間、当企業団から指名停止措置を受けていない者。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び八匠水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者。
- (5) その他、発注案件ごとに設定される資格要件
- ア 千葉県内に本店、又は入札・契約等の権限を委任された支店等を有する者。
  - イ 資格者名簿において、「電気工事」のA等級に格付けされている者で総合評定値が800点以上であること。
  - ウ 過去10年間（平成27年度以降）に官公庁が発注した電気工事について、元請として受注し、履行した実績（完成・引渡しが完了したものに限る。）を有する者。
  - エ 電気工事に係る建設業法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の規定による監理技術者を配置できる者。ただし、配置する技術者は、入札参加者と申請日以前3か月以上の直接的かつ恒常的雇用関係を有する者でなければならない。

### 3 開札等

- (1) 開札の日時及び場所は次のとおりとする。
- ア 日時 令和8年3月23日（月）午前10時00分
  - イ 場所 八匠水道企業団 2階会議室
- (2) 開札の立会いは、当該入札参加者のみ認めるものとする。
- (3) 入札参加者は、代理人を開札に立ち合わせるときは、委任状を提出しなければならない。
- (4) 開札の立会人が2人に満たないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- (5) 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として1回とする。ただし、再度入札を行う場合で、入札に立ち会わない者があるときは、再度入札を辞退したものとみなす。
- (6) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加し有効な入札をした者でなければならない。ただし、最低制限価格を設けた入札においては、最低制限価

格を下回る入札をした者は再度入札に参加できないものとする。

#### 4 現場説明書及び設計図書等の縦覧

- (1) 本工事等の現場説明書及び図面、設計書、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、八匠水道企業団ホームページ（以下「ホームページ」という。）の「入札・契約情報」に掲載する。
- (2) 現場説明会は実施しない。

#### 5 設計図書等の配布

設計書等はホームページからダウンロードの方法により配布する。

#### 6 設計図書等に対する質疑

設計図書等の内容に疑義があるときは、次により質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年3月9日（月）まで。（閉庁日を除く。）
- (2) 提出場所 八匠水道企業団 総務班
- (3) 提出方法 提出はファクシミリに限る。  
FAX番号 0479-73-4774  
送信後は、ファクシミリの到着を必ず電話で総務班に確認をすること。  
電話番号 0479-73-3171
- (4) 回答 令和8年3月12日（木）までに、ホームページに掲載する。

#### 7 入札書等の提出方法等

- (1) 入札参加者は、入札書、誓約書及び工事費等内訳書を作成し、必要事項を記載した封筒に入れて、提出期限までに指定郵送先に届くよう郵送しなければならない。
  - ア 提出期限 令和8年3月19日（木）
  - イ 郵送先 郵便番号 289-2104  
匠瑳市生尾10番地  
八匠水道企業団 総務班
  - ウ 郵送方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。
- (2) 郵送された入札書はいかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。
- (3) 次の各号に掲げる入札書等（入札書及び誓約書をいう。）はいかなる理由があっても受理しない。この場合において、イからエに該当する入札書等があるときは、当該入札書等を郵送した者にその旨を通知する。
  - ア 持参した入札書等
  - イ 提出期限を過ぎて届いた入札書等

ウ 指定郵送先以外に届いた入札書等

エ 第1項に規定する郵送方法以外の方法により届いた入札書等

(4) 前項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合、あて先を「八匠水道企業団企業長」とする書面を総務班に提出すること。本書面を受理した日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。

## 8 事前確認

(1) 入札書等を郵送した者が、資格要件を満たしていないことが明らかであることを開札前に確認したときは、当該者の入札を無効とし、直ちに当該入札等を郵送した者にその旨を通知する。

(2) 入札を無効とされた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって理由の説明を求めることができる。この場合、あて先を「八匠水道企業団企業長」とする書面を総務班に提出すること。本書面を受理した日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。

## 9 工事費等内訳書の提出

(1) 入札参加者は、当該入札に係る工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）を入札執行者に提出しなければならない。なお、内訳書は入札書とともに封筒に封かんすること。

(2) 内訳書は、工事等の名称、入札者の住所、商号又は名称及び代表者の職、氏名を記載し、提出すること。

(3) 内訳書を提出しない入札者がいるときは、その者の入札を無効とする。また、提出された内訳書に不備が認められる場合は、当該入札書を提出した者の入札を無効とすることがある。

## 10 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び入札約款等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 11 落札候補者の決定

(1) 開札の結果に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者につき、最低価格を入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。

(2) 落札候補者がいないときは入札を不調とする。

## 12 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札候補者の決定

(1) 入札執行者は、開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が

2名以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせ落札候補者決定するものとする。

(2) 前項の規定は、次順位候補者の順位をただちに決定する必要がある場合に準用する。

### 1.3 落札候補者の資格確認及び落札決定

(1) 落札候補者となった者は、入札日を含めて3日以内（閉庁日を除く。）に、建設工事等に係る制限付一般競争入札参加確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を総務班に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 落札候補者が提出期限までに資格確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であることを確認したときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示する。

(3) 前項の規定により、入札参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって理由の説明を求めることができる。

この場合、あて先を「八匠水道企業団企業長」とする書面を総務班に提出すること。本書面を受理した日から3日以内（閉庁日を含まない。）に書面をもって回答する。

(4) 前3号の規定は、次順位候補者に資格確認申請書の提出を指示した場合において準用する。

(5) 資格確認申請書を提出した候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに確認を行った者を除き、その他の候補者の資格確認は行わない。

(6) 落札者が決定したときは、当該落札者に対し速やかにその旨を通知するとともに、契約に必要な手続きについて指示する。

(7) 落札候補者は、資格確認申請書に次の書類を添付し提出すること。

ア 資格要件に定めた施工実績を証明できるもの（契約内容が把握できる写し等）

### 1.4 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、企業長の承諾を得て、この期間を延長することができる。

(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札は効力を失う。

### 1.5 入札保証金

入札保証金は免除する。

### 1.6 契約保証金

契約者は、八匠水道企業団会計規程第90条及び第91条の規定による保証を付すること。

#### 1.7 支払い方法

完成後一括払いとする。ただし、請負代金の10分の4以内の前払金を請求することができる。

#### 【問い合わせ先】

八匠水道企業団 総務班 電話番号 0479-73-3171